

Title	『西洋事情』と福沢諭吉の政治経済思想：チェンバーズの経済書と福沢諭吉の思想形成
Sub Title	Seiyojijo' and political and economic thought of Yukichi Fukuzawa : Chambers's 'Political economy and its influence on Fukuzawa'
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.5 (1978. 10) ,p.671(43)- 687(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19781001-0043
Abstract	
Notes	遊部久蔵教授追悼特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19781001-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『西洋事情』と福沢諭吉の政治経済思想

——チェンバーズの経済書と福沢諭吉の思想形成——

飯 田 鼎

- (1) 『西洋事情』の背景とその歴史的意義
- (2) 『西洋事情初篇』および『外篇』にみる福沢諭吉のヨーロッパ文明把握
——チェンバーズ経済書を通じて——
- (3) 福沢諭吉の経済学認識
- (4) 明治初期における啓蒙的思想家像の形成

(1)

福沢諭吉のヨーロッパ認識は、いうまでもなく大阪、緒方洪庵の適塾での本格的な蘭学研究にはじまる。⁽¹⁾その思想形成におけるヨーロッパの意義という点では、幕末における3度のアメリカおよびヨーロッパ旅行が決定的に重要である。すなわち、1860年(万延元年)、軍艦奉行、木村撰津守の従僕資格でのアメリカ訪問、1861年末(文久元年)から62年にかけて、幕臣、御雇翻訳方の資格で、松木弘安、箕作秋坪等とともに訪欧使節に参加、そして最後に1867年(慶応3年)、幕府軍艦受領委員長小野与五郎の一行に参加した再度の渡米であって、この前後3回にわたるアメリカおよびヨーロッパ渡航中における見聞と、この期間に蒐集渉猟した文献からする西欧の知識および経験が、その後の彼の識見を拓げ、一大思想家としての一步をふみ出させることとなった。その意味で、幕府政権がいよいよその断末魔の様相を呈しつつあった1866年(慶応2年)、その年の6月、幕府長州再征伐の試みが、將軍家茂の死によって挫折し、8月、徳川慶喜が將軍職を襲い、そしてさらに12月、孝明天皇崩御を背景に、「開国か攘夷か」をめぐる伯仲する二大勢力の葛藤が国論を二分し、狂暴な尊王攘夷論が横行しつつあったまさにそのとき、福沢が、『西洋事情初篇』を出版し、⁽²⁾ヨーロッパ文明の紹介を通じて、わが国の行手を指し示す役割を果たしたことは重要な意味をもつ。それはまさに日本近代化の歴史上、画期的事業であり、きわめて勇気ある知的行動であった。

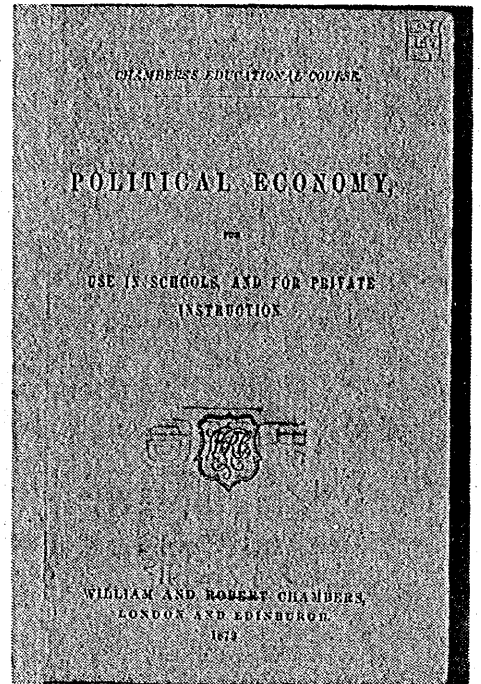
福沢が、初篇につづいて、1868年(明治元年)『西洋事情外篇』、さらに1870年(明治3年)『西洋事情・二篇』を発表したことは、日本人のヨーロッパ観に革命的な変化をもたらしたとさえいえよ

注(1) これについては、いうまでもなく『福翁自伝』にくわしいが、福沢と緒方洪庵との関係について、緒方富雄『緒方洪庵』(岩波書店、1975)は、洪庵の人と成りとともに、福沢への影響を考える上で示唆をあたえられるものが多い。

(2) 多田頭『福沢諭吉と自由の概念』、福沢諭吉協会編『福沢諭吉年報』4、1977年刊、27頁以下参照。

う。

この『西洋事情』には、西欧の諸著作を通じて福沢の政治経済思想が鮮明な形で提示される点で、後に展開されるべき自由主義思想の基調が見出され、たんなる西洋文物の紹介にとどまらず、それをかりて彼の思想そのものを語ったものとして注目に値する。3回にわたって執筆されたこの書は、それぞれその動機に若干の差異が見出される。彼は『西洋事情初篇』巻一の「小引」(序文)において、わが国における洋書輸入の由来をのべ、窮理、地理、兵法、航海術の諸学は日進月歩の状況でわが国を裨益するところまことに大きい、⁽³⁾「仮令ひ其学芸を得たりとも、其経国の本に反らざるを以て、常に実用に益なきのみならず、却って害を招んも亦計るべからず」と主張し、「世人、夫の地理以下の諸学に於て其速成を欲するが為めに、或は之を読むもの甚稀なり」という状況



これは1873年版のチェンバーズ「経済書」とあるが、福沢が用いたものは、おそらくこれより前の版であったと思われる。

に鑑み、「英亜開版の歴史地理誌教本を閲し、中に就て西洋列国の条を抄訳し、毎条必ず其要を掲て史記、政治、海陸軍、錢貨出納の四目」について解説を試みたものであるという。

何故この四目に限定したかについては、「史記以て時勢の沿革を顕わし、政治以て国体の得失を明にし、海陸軍以て武備の強弱を知り、錢貨出納以て政府の貧富を示す」もので、「これに由て略々外国の形勢情実を了解」することができるというのであった。

ただ注目すべきことは、この『初篇』はもっぱら翻訳によるものであり、しかも文法に拘泥せず、文章の内容に忠実にいわゆる意識に拠ったものであることをのべたあと、つぎのように書いている。

「方今文運隆隆、世人洋籍を学ぶもの一日一日より多し。蓋し数年の後は人皆原文を解し、^い脇下覆襲の故紙とならんこと必せり。又余が本志と雖ども、^(マ)敢て不朽を計るに非らず、畢竟唯一時新聞紙の代用に供するのみ。故に浅日急成し、疎漏杜撰の罪遁るゝに所なしと雖ども、読者冀くは余が意を体し、文字に拘泥せずして主意の大概を失ふことなくば則ち幸甚し」。

この一節は、『初篇』が早忙のうちに完成されたものであると感じさせるばかりか、また福沢自身にとっても必ずしも満足すべきものではなかったことをも示唆しているように思われる。そしてそのことが『西洋事情外篇』がその後間もなく現われなければならない理由でもあった。『外篇』の序文、『題言』には、さきに刊行をみた『初篇』について、「唯各国の史記政治等、一端の

注(3) 慶應義塾編『福沢論吉全集』第一巻、岩波書店、1958年、285頁。

科条を知らしむるのみにて、未だ西洋普通の事情を尽すに足らず……」とのべ、「因て今英人チャムブル氏所撰の経済書を訳し、傍ら読書を鈔訳し、増補して三冊となし、題して西洋事情外篇と云ふ。閱者宜しく之を事情の綱領と看做し、以て本編の備考と参照す可し」と、『外篇』出版の意義についてふれている。

ところでこの外篇は、「経国経世の事件を論ずるポリチカルエコノミー」については、学友神田孝平氏所訳の『経済小学』二冊に譲り、⁽⁴⁾「人間交際の道より各国の分立する所以、各国の交際、政府の起る所以、政府の体裁、国情、風俗及び人民教育等の簡条を説き、これを『ソサイヤルエコノミー』としている」のを翻訳紹介しているという。たしかにこの外篇の内容は、⁽⁵⁾チェンバーズの経済書によっているが、何よりも、『初篇』よりもはるかに鮮明に、福沢の思想そのものが語られている。

そこでまず、『西洋事情初篇』および『外篇』について、この両者のヨーロッパ認識の差異およびチェンバーズ経済書についての福沢の理解について探ることとする。

(2)

『初篇』が、主としてチェンバーズの翻訳より成るものであることは、すでに引用した文章から明らかであるが、純粋な意味での翻訳ではなく、しばしばどのような個所を利用したものであるかを正確に知ることができない。ここでは、福沢の邦訳について、重要と思われる部分を、原文にさかのぼってみることにしよう。「政治に三様あり」として、立君、モナルキ、貴族会議、アリスト

注(4) 福沢が、この「初篇」の小引で、「然るに頃日社友神田氏所訳の経済小学二冊を得て之を閲るに、其事實第二段に載す所と略相似たれば、畢竟又大同小異の書に通ず。因て余は唯本書中、首の一段を訳し、其余経済論の詳なるは、姑く擱して之を小学に譲れり」とあるのは、William Ellis, *Outlines of Social Economy*, 1850を、7年後のオランダ訳から重訳したものであるといわれる(高橋誠一郎「チェンバース経済書」、『福沢諭吉全集』第一巻附録, 1958年, 4頁参照)。

(5) 『西洋事情外篇目録』として、<卷之一>には、人間、家族、人生の通義及其職分、世の文明開化、貴賤貧富の別、世人相助み相競ふ事、「ワット」の伝、「ステフェンソン」の伝、人民の各国に分るゝことを論ず、各国交際、政府の本を論ず、<卷之二>は、政府の種類、国情及び風俗、政府の職分、<卷之三>には、人民の教育、経済の総論、私有の本を論ず、私有を保護すること、私有の利を保護する事、となっている。一方、Chambers's *Educational Course. Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, London and Edinburgh, 1873, の前年の目次は、序論—社会組織 (Introductory—Social Organization), 家族の範囲 (The Family Circle), 個人の権利と義務 (Individual Rights and Duties), 文明 (Civilization), 平等と不平等—階層の日別 (Equality and Inequality—Distinctions of Rank), 競争的な制度としての社会 (Society a Competitive System), 考えられる競争的制度にたいする反対 (Objections to the Competitive system Considered), 人類の諸国民への分化 (Division of Mankind into Nations), 国民相互の交際 (Intercourse of Nations with Each Other), 政府の起源 (Origin of Government), 政府のさまざまな種類 (Different Kinds of Government), 法律と国民の諸制度 (Laws and National Institutions), 政府の機能と処置 (Government Functions and Measures), 国民の教育 (The Education of the People) である。

この両者を対比してみると、内容的に必ずしも相応するものではなく、福沢による原著にたいする自由な解釈をみることができる。

カラシ、共和政治、レポブリックをあげ、英国の政治に注目してつぎのようにのべているのは、後に福沢の政治経済思想がイギリスへの評価と密接に関連している点から興味深い。即ち「英国の如き、血統の君を立て、王命を以て国内に号令するは立君の体裁なり。国内の貴族、上院に会して事を議するは貴族會議の政治なり。門閥を問はず人望の属する者を選挙して下院を建つるは共和政治なり。故に英国の政治は三様の政治を混同せる一種無類の制度なり」⁽⁶⁾(傍点引用者)。

これはたしかにイギリス議会政治への的確な批判というべきであろう。そしてさらに文明の要訣として、第一条自由任意、言論、行動の自由、職業選択の自由などをはじめ身分的差別の撤廃、第二条信教の自由、第三条技術文学を励まして新発明の路を開くこと、第四条学校を建て人材を教育す、第五条保安安穩、第六条人民飢寒の患なからしむることの六ヶ条をあげている。⁽⁷⁾

この六ヶ条に要約された文明政治の要訣は、自由主義国家観の基礎を成すものとして、福沢の文明論にも根強く影響したことが考えられる。こうした文明国家の財政政策として、「西洋各国は工作貿易を以て国を立つるの風にて、其収税の法、日本、支那等の制度に異なる」点を、港運上収入(関税収入)、物品税、証印税(すなわち印紙税)、地稅家稅(固定資産稅)、飛脚印(郵便切手)、国債、手形および紙幣について論じている。

つぎに福沢は、おそらく company の訳と思われるが、商人会社、すなわち商社の仕組みおよび経営について論じ、株式による資本の充足、自己資本と社債との関係についてふれて、当時、わが国では個人商人間での手形決済の方法でしか資金融通の仕方を知らなかった商人にとって、政府手形としての紙幣と「五人或は十人、仲間を結て其事を共にする集團組織」⁽⁷⁷⁾としての商社の存在は衝撃であったろうと考えられる。だがきわめて奇妙なことに、商社と密接な関係にある銀行については、紙幣あるいは手形についてふれられているにもかかわらず、ふれられていない。後に福沢は、『外

注(6) 「西洋事情初篇」卷之一、全集、第一卷、289頁。このところは、Cambers's Political Economy (以下、この略称に従う) p. 24 の Different Kinds of Government のつぎの一節に拠っていると思われる。

73. It is usual to say there are three kinds of government—*Monarchy*, or the rule of one; *Aristocracy*, or the rule of a superior hereditary class; and *Democracy*, or the rule of the people through representatives by election. Some states are wholly under one or other of these forms; others, such as Britain, are under a mixture of all three. There are also in monarchies, several distinct varieties. . . .

なお、英国の政治制度への福沢の讚美ともいえる信頼の感情は、やはりチェンバースのつぎの一節からも影響をうけたものではなからうか。つぎの一節は、福沢の「自由論」の根幹を形づくるのに、貢献したと思われる。

The mildness of the British government is less owing to its form than its confidence in the good sense of the people. It admits of great personal liberty, with liberty of public discussion, because it knows that this freedom of opinion and speech will not be abused—that, in all circumstances, the law will be respected. It is impossible to conceive a state of things more rational than this—a firm but temperate government, a people knowing their rights and duties, but abstaining from violence, and rectifying abuses only through means authorised by the constitution.

なおこの一節のみならず、イギリス議会政治にたいする著者の高い評価は、本書のいたるところに散見され、さらに福沢の文明観にも大きな影響をあたえている所以である。

(7) 前掲、290~291頁。

篇』卷之二においてセイヴィングス・バンク (savings bank) を「積金預所」と訳し、「此仕組は、小民役徒の錢を預り、利に利を附けて蓄財せしむる法なり」とのべた程であったから、この時点で銀行を認識しえなかったとしても不思議ではない。ただ紙幣について彼がのべているところによれば、「西洋諸国大抵皆紙幣を用ゆ。但し其価五十兩或は百兩以上なるものは之を銀座手形と名づく。紙幣と唱ふるものは、価一二兩許にして市中日常の売買に用ゆるものなり。仏英蘭には紙幣なくして唯銀座手形のみを用ゆ。総て紙幣及び手形は政府の銀座手形より出だす」として、明らかに銀行券と紙幣とを区別していることがわかる。銀座手形とは中央銀行券、紙幣は政府発行のものと認識されていたか、また銀座とは中央銀行なのかどうか、中央銀行と政府の関係などについては、この段階では明らかではない。

そのほか、外交については、条約の締結、大公使および領事の交換、兵制については自由志願制から国民軍への移行の必然性を、プロイセンのフリードリッヒ大王およびナポレオンの事業について論証し、さらに文学技術、学校、新聞紙、文庫、病院、貧院、啞院、盲院、癩院、痴兒院、博物館、博覧会、蒸気機関等について紹介している。『初篇』卷之一が主としてイギリスを中心とする文物制度の紹介、すなわち文芸復興以後、ヨーロッパにおける哲学および啓蒙思想の発展を説き、アリストートル、フランシス・ベーコン、デカルト、ニュートン等の功業の上に、1700年代の初めからの発明が築かれたとしているのにたいし、卷之二は、アメリカ合衆国の歴史、とくにその独立の歴史と憲法制定の由来、政治および陸海軍の状況をのべ、つぎに当時わが国にもっとも関係の深かったオランダの歴史および政治についてふれ、卷之二の最後を結んでいる。

卷之三は、前二者が、英、仏、蘭およびアメリカ合衆国を中心としていたのと比較すると、もっぱらイギリスの建国史および政治の状態、さらに陸海軍および国家財政の問題にふれているのは、福沢が、いかにこの国を重視し、この国の歴史および政治の研究を通じて、当時のわが国情の立ち遅れを意識させようと努力したかを窺うことができる。『西洋事情外篇』はまさにこのような認識の上に立って新たに書き下されたものであり、チェンバーズの書物に非常に多く依拠しながら、福沢独自の思想を物語っているようにも思われる。

「卷之三」全体を通じて一貫して流れているモチーフとは一体何であろうか。政府の本質および職分の問題、すなわち国民の権利および義務、とりわけ国家権力との関連においてとらえられる自由の問題である。この自由の問題は、色濃くチェンバーズの著書からの影響が感じられるとともに、イギリスの政治および経済政策の観察を通じて経験主義的に理解され、彼の自由主義思想の骨

注(8) 前掲、卷之二、446頁。

(9) 前掲、卷之一、296頁。

(10) 前掲、卷之一、298頁。

(11) 前掲、300~301頁。

(12) 前掲、301~350頁。福沢は、アメリカ独立宣言についても鋭い洞察を示している。ここでは割愛する。

格を形成し、後に明治10年代にはげしくなった自由民権運動のイデオロギーとすどく対立するようになったものである。

福沢はまず、「西洋事情外篇卷之一」において政府についてつぎのようにいう。「人間群を為せば必ず一種の政府を立て、其取締を設けざる可からず。実に缺く可からざるの急務なり。今国法を犯し徒党を結て賊を為す者を見るに、尚ほ其内に自から法則あり。即是れ盜賊の政府なり。又橋下に住居する乞食にても、多人数相集れば自から法則を設けて互に便利を謀れり。即是れ乞食の政府なり⁽¹³⁾」。いわば一種の社会契約説ともいうべきものであった。このような政府の職務は何であり、またこれらの職務を遂行する機関としての機能を国家が喪失したとき、人民がどのような態度をとるべきかがつぎに問題となる。

つぎに「卷之二」において「凡そ良政府の一大緊要事は、其民を無智文盲に陥るゝことなきに在り」というように、国家の重要な職責のひとつは、人民を文明の状態に導くことであり、この文明の状態の下ではじめて「己れ文明にして礼儀を知るが故に、其政府も亦た己れと共に文明にして礼儀を知らんことを需む⁽¹⁴⁾」という教化の状況が生まれる。人民を文明と教化の状態におくためにも⁽¹⁵⁾とも必要されるものとして、「政治経済の科を学ぶは国民に於ても缺く可らざるの緊要事⁽¹⁵⁾」として⁽¹⁵⁾いるのは、つぎにのべる福沢の革命観との関連からきわめて重要である。

福沢がイギリスの政治制度が、君主制、共和制および貴族制の混淆物であることを認めたことはすでに指摘したところであるが、「英国に於ては罪人の取扱、市中の取締、村邑の評議、街道の処

注(13) 前掲、416頁。この部分の叙述は、おそらく Chambers のつぎの一節に拠っていると思われる。

69. So universally is some kind of government or authority, one of the earliest necessities of man, that we find those who get their face against the established laws and government of a place, generally have a kind of government of their own—such are bands of robbers, thieves, vagrants, and the like. The chief of a band of Italian banditti used to be, and sometimes still is, a person of great importance and authority, wearing generally a handsome uniform decked with goldlace and jewels (Chambers, p. 22).

(14) 前掲、「卷之二」、420頁。

(15) 同上、421頁。

(16) 同上、421頁。注(14)以後の叙述、すなわち420~422頁の文章は、明確ではないが、つぎの文章からの意識ないし紹介ではないかと思われる。

79. …… It is above all things necessary for a country, under a system more or less democratic, that the people should be well educated; because they cannot otherwise be expected to perform their political duties in a proper manner. . . . (Chambers, p. 26).

80. …… Where a tolerably intelligent people have been hitherto accustomed to take no part in public matters, but to see everything done them by officials under a central authority, as is the case of many of the European states, their being suddenly invested with the priviledges of a representative system is calculated to do them little good, because they are utterly devoid of knowledge and practical skill in political concerns, and have no habit of attending to them. Justice—of—peace, tribunals, commissions of police, town—councils, trusts for the management of roads, are so many nurseries for political affairs with us, which are wanting in France and Germany; consequently, when political priviledges are extended to the mass of the people in these countries, they are unable to use them discreetly (Chambers, p. 26).

置等、其事柄に由ては平人に任ずるが故に、自から政治の一端を学び得て、其益少からずと雖も、仏蘭西、日耳曼⁽¹⁶⁾に於ては絶てこれなし」という表現から知ることができるように、イギリスにおける民主主義の発達が、地方自治の精神の浸透にともなう政体の変革の場合にも急激な変化を避け、その処置を誤らなかつたのにたいし、フランスおよびドイツにおいては、しばしばその処置を誤り、「立君独裁の政を俄に共和政治に変ぜんとするとも、必ず其功を遂ること能はずして国の不幸となり⁽¹⁷⁾」、「兵乱に由て政府の革まる」ところの革命が避くべからざるの状態になるというのである。

イギリス自由主義思想の根底をなす経験論哲学に共鳴した福沢は、急激な革命的手段を避けるべきこと、すなわち、「世人若し其政府を改革せんと欲せば、劇烈非常の術を用ひずして其目的を達す可き路あるときにのみ、之に従事す可し⁽¹⁸⁾」という現実的な路線は、急激な社会変革を志す者にたいするとき、その対決の姿勢はきわめてきびしいものとなるといえよう。すなわち云う。「凡そ人として、此国に居り、其政府の下に立てば、自から政府に対して務むべき職分あるの理なれども、世人未だよく此理を知らず、或は妄に政府の職分のみを議論し、己れこれに対して報ず可き職分あるの理は、嘗て自から顧ることなく、動もすれば放盪に陥る者少なからず。罪人と云ふ可し。政府に過失あれば之を改正す可き方術を熟考し、穩に其処置を施さんとして力を尽すは、国中の人々当務の職分なれども、其時勢に一利を起して一害を生ず可きの恐あらば、丁寧反覆して其利害得失を察し、何等の事情あるとも決して軽卒に議論を發す可らず⁽¹⁹⁾」。政府に鋭い批判を浴せる者にたいして、「罪人」とはまことに手きびしい。このような福沢の発想は、イギリスの国法がいわゆる慣習法として生成発展をみたという事実からして、この国の制度文物への評価および親近感という実学的態度と無関係ではなく、「抑々英国には古来一種の風俗ありて、其国法の由て来る所、他国に異なりと雖も、歐羅巴本州の諸国にて文明に赴きしは、新たに国法を造たるに非らず、唯羅馬の古法と封建の制度とを参合して其衷を折したるものなり⁽²⁰⁾」という慣習法への信頼からであった。

以上のような観点から、イギリスの人身保護令(Habeas Corpus Act)、陪審制度⁽²¹⁾(Trial by Jury)さらにハンザ自由都市の結成などと同じ歴史的状況の下に、イギリス議会政治の生成発展を把握し

注(17) 同上、421頁。

(18) 同上、422頁。

(19) 前掲、「卷之三」、424頁。このあたりの叙述は、つぎの文章から示唆を得ているように思われる。

81. The sudden and violent change of government usually called a Revolution, occurs in certain circumstances which render it unavoidable, and when it may even be desirable. Most Englishmen rejoice in that breach of the succession which took place in 1688, when James II., having violated the laws of the country, was virtually deposed, and his nephew chosen in his place. When we also look to the oppressed condition of the French people under the old monarchy, we cannot wonder at the changes which took place at the close of the eighteenth century. . . . nevertheless, all the more respectable men concerned in those affairs would rather have avoided them if it had been possible, knowing well that much evil and suffering must be the immediate consequence. It is easy to see how a revolution must operate in this manner (p. 27).

(20) 前掲、426頁。

(21) 前掲、433頁。この人身保護令ならびに陪審制度についての叙述は、つぎの一節に拠ると思われる。

ようとしたことに特徴がみられる。従って政治の変革は以上のような長年月にわたる生成発展に修正を加えることであり、慎重を期するを要するというのは、福沢の思想からすればまことに当然であった。「故に政治を処置するの要訣は、心を平にし意を安くし、能く事物を勘急するにあり。今我輩にて自由不羈の聖典を得たるも、専ら謹慎を用いて古来の政体を折衷調和し、次第に邪を棄て正に帰したるのみにて、其初は敢て一時に全璧を得んとして暴挙を企てたるに非らず⁽²¹⁾」。

だが「卷之二」においてもっとも重要な部分は政府の職分について論じた最後の一節であろう。彼は政府の職分の基本をなすものとして、「国民を穩に治め、国法を固く守り、外国の交際を保つ」といういわゆる行政・司法および外交をあげ、これらの基本的事項を超える問題については「学者の議論一定せず」とのべているが、ここで注目すべきことは、彼が古典派経済学の上に立つ自由放任主義に信頼をおき、重商主義政策や保護貿易思想に鋭い批判をむけていたことである。

「或人の説に、政府たるものは宜しく役夫職人の賃金を極め、遊民の為めに職業を求め、物価を定め、貧人を救ひ、其他総て平人の私事に関係して、其通義と職分とを傍より是非す可しと云へり⁽²²⁾」。

いうまでもなくこの一節は重商主義政策を意味しており、このような主張にたいして福沢は、「人間交際の基本は人々躬から其心力を勞し其責に任ずるに在り。是れ即ち人間自然の性情なるが故に、若し外より来て此大義を間然するものあれば、必ず其弊害なきこと能わず」として、「人間自然の性情」を重んずべきことを説き、更に積極的に以下のようにのべているのは、個人の経済活動にたいする国家権力の干渉を排斥する経済的自由主義の立場に立つものといえよう。

「平人の私に心力を勞し正路に由て産を営むものは、政府より決して之を是非するの理なし。是即ち確乎不動の定論なり。故に政府たるもの、法を設けて下民の産業を処置し或は役夫職人の給料を定めんとするは大なる誤謬と云ふ可し⁽²³⁾」。

92. For instance, among all the pompous decrees which they have passed in favour of liberty, the Franch have never yet adopted so simple an expedient as the *habeas corpus*, which has long existed in this country. Its name does not explain its nature, being merely the first and second words of the Latin document in which it used to be expressed. The nature of *habeas corpus* is this: if any one is seized or imprisoned, he may demand that within a short time he shall be brought before a public court, and either be released or found guilty of some crime for which he deserves to be punished.

93. Many other valuable institutions have thus come down to us from ancient custom. Such is the coroner's inquest, by which, whenever a dead body is found with any marks of violence, an investigation is immediately made into the circumstance. Trial by jury, so important a protection to the people in criminal cases, gradually grew up in very ancient times. However it may have arisen, it has been for hundreds of years a great protection to innocence. France, and other nations, seeing how well it served us, have tried to import it, but not being mixed up with the daily habits of the people, it has not thriven with them. (Chambers, *ibid.*, p. 31).

注(22) 前掲, 433~434頁。

(23)~(25) の部分の叙述は、チェンバースの以下の一節を意識して論述しているものと思われる。

この経済的自由主義は、「往昔より我政府にて、役夫職人の為めを謀り種々に工夫を用いたれども、常に害ありて其益なし。役夫の賃銀を定むるの法は、唯人を役する者の為めに利ありて、役夫の為めには益なし⁽²⁴⁾」という重商主義的賃金政策批判に通ずるとともに、保護貿易批判をして自由貿易主義礼賛となつてつぎのように表現されるのである。

「又一法を建て、自国の産業を繁昌ならしめんが為め、外国にて製造したる品物は一切其輸入を禁じたることあり。然れどもこの法は国を富ますことなくして却て国を疲弊せしむるに足れり。貿易富国の大道は、諸人をして其意に任じ自由に売買せしむるにあり……つまり到底英国の役夫職人は、外国品の輸入を禁ずるの法に由り、嘗て一毫の利を得しことなく、却て大に損亡を受けたり。……概して之を云へば、政府は農工商の事に関係して傍より之を是非す可からざるものなり⁽²⁵⁾」。

以上のようにして政府の職分を論じ、その消極的な政策を代表するものとして救窮の法、すなわち救貧法を、その積極的政策としては租税、人民教育、衛生、ガスおよび水道の設営、治安、営業規則および取締の法規の必要性を列挙している。興味深いことは、彼が、ヨーロッパの共済組合の存在に注目し、その必要性にふれていることである。⁽²⁶⁾しかし、経済学がまさに政治経済学として、

116. In former times, various efforts were made by legislation to benefit the working-classes, which were found not merely useless, but often mischievous. Statutes were passed or regulating their wages; but so little were these intended for their benefit, that they were evidently for the advantage of the employers, by whom they were passed. They professed to fix the just remuneration of the labourer; but fixed it according to their own notions of what it should be, not his: in fact, the poor working man was then essentially a slave. It would seem that wherever he is much regulated by government, though the regulation should profess to be for his benefit, that it has a tinge of slavery in it. (Chambers, *ibid.*, pp. 37~38). そしてさらに結論的に以下のように要約してのべられている。

118. In conclusion, the following may be stated as things which government cannot accomplish, or advantageously attempt:—It cannot provide for the subsistence of the people at large; for the extent of the remuneration which workers should receive for their labour, or the extent to which commodities of any kind—such as food, clothing, & c. should be produced, the manner in which they should be sold, or the price that should be paid for them; generally speaking, government should not interfere with trade. (*ibid.*, p. 38).

注(26) 「外篇巻之一」にみられるこの部分は、pp. 39~43 に亘つてひろく散在している。さきに指摘したように、経済にたいする国家権力の干渉排除の必要性について、救貧法についてつぎのように論じている。「窮民を処置するの法に付ては、古来世人の議論甚だ多し。其大趣意は仁恵を施すに在りと雖ども、妄に施して紀律なきときは却て大に人を害す。……仮令ひ老年衰朽の者と雖ども、妄に衣食を給して紀律なければ恐る可き弊害を生ず……」。(*全集第一巻*438~9頁)。これについては、つぎのような一節をみることができよう。

123. It will be dangerous to give the means of support even to the aged and decrepit unconditionally. Most people have it more or less in their power to make provision against old age and decrepitude, and if it be rendered totally unnecessary for them to do so, the inducement to prudence and forethought is removed (p. 39).

政府の義務としての貧民救済につづいて、つぎのような共済組合にかんする一節がみられる。

125. The Poor-laws are thus seen to be administered with great difficulty; and it is, therefore, the duty of government to make every reasonable effort to encourage such habits of self-dependence as will obviate, as far as possible, the necessity of depending on public charity. On this account,

人民の生活にかんする科学としての地位をあたえられているのは、「卷之三」においてである。

government gives encouragement to savings-banks, friendly and benefit societies, and the like. (p. 40).

また租税、人民の教育、衛生、ガス・水道の設営、警察（治安）および営業規則については、つぎのような各節によっている。

129. Taxation by the state should press as lightly and equally as possible. A convenient source of taxation is in articles of indulgence not actually required as necessities of life—such as salt and spirituous liquors. (p. 41).

130. One of the things which a government can do, is to insure the proper elementary education of the people. This is so very important an arrangement, that it is treated of at length elsewhere. Besides promoting education, government may properly encourage the establishment of libraries, museums, botanical gardens, and pleasure-grounds, for they are of considerable use in civilising the people: whether granted by the benevolence of rich individuals or by the state, they are always a welcome gift. (ibid., p. 41). 衛生については、

131. Another thing in which the government may engage, is to promote sanitary arrangements in towns. It is in crowded and dirty towns that the most terrible diseases—plague, cholera, and typhus fever—arise. It has been proved beyond dispute, that by the enforcement of regulations for preserving cleanliness, they may be very much mitigated in their effects, if not entirely stopped. (ibid., p. 42).

またガスおよび水道施設の公営事業としての性格については、以下の文章による。

132. Scientific inventions sometimes render it necessary to do by public means what individuals previously did for themselves. . . . It will be necessary, however, that such a company should not have everything its own way, otherwise it would take an unreasonable profit, and levy a heavy tax on the community. It may be thought that competition would protect them. Where an article can be supplied just as it is wanted, competition is all-powerful; but a reason why the supply of gas should be under general management is—because one manufactory of gas and one set of pipes will serve a whole town, and if two or more are laid down, there is great waste and expense. There must thus be some control over a public company supplying a town with this commodity, and it is, sometimes thought best that it should be entirely in the hands of a public body making no profit.

133. The supply of water to a town is a service in some respects of the same description. It is, best and most effectively managed under one system. It should be, as far as possible, supplied to the humbler classes almost for nothing. It is a great means of health and purification (ibid., p. 42).

警察制度にたいする政府の方針について福沢の叙述は、つぎの一節による。

134. The institution of police arrangements, for the general comfort and safety, is among the recognised obligations of the government. Some of these arrangements may seem to be restraints on liberty; but if they are well managed, the restraint is a very small sacrifice in comparison with the good done to the community. . . . (ibid., p. 43).

なお、各種営業取締りにかんしては、135、136、137 および 138 の各項目にわたって展開されている(pp. 43~44)。福沢の叙述を参照しつつ、その典拠を探ってみよう。「外篇卷之二」（全集第一巻444頁以下）に、たとえばつぎのようにのべられている。「酒店を開くに法則を以て之を免許するも前条取締の趣意なり。飲酒は人間の一大悪事なれども、法を以て之を禁ぜんとするときには朝夕私用に関係して其界限なく、……其法の行はれざることを必せり。然れども人の常に遊宴する場所は、よく取調べて其法則を立て、人物宜しからざる者には其家の主人たることを許さざるべし。此法は酒店のみならず、常に人の集まる芝居等に於ても同様たるべきことなり」。この一節はつぎの文章の意識である。

135. The licensing of public houses is among these restrictions. Drinking is a great social evil; but if we were to attempt to prohibit it by law, there would be a perpetual interference with domestic arrangements, and disputes, which would have a very bad result. It is at the same time questionable whether such an attempt would be successful. But it is useful that the places where

(3)

福沢がチェンバーズの経済書から、非常に多くのものをうけ、これによって自己の思想の充実に努めたかは明らかであろう。しかし彼がこの経済学入門書に経済学書以上の、一種の思想を内包していると考えたのは、経済学原理とならんで、「政府の職分」や「人民の教育」というような政治学や道徳哲学の主題を見出したことによる。彼が「天下の急務は学校を設けて之を扶持するより先なるはなし」とする「人民の教育」の重要性を強調したが、その背後には、「人に知識なければ、勤勞の真理を知らずして、貧窮に困しむこと甚だし」という認識があった。⁽²⁷⁾

「今人民教育のために費す所の金は、人をして貧困に陥ることなく、又罪惡を犯すことなからしめんとするものにて、所謂禍を未然に防ぐの趣意なれば、既に貧しき貧人を救ひ、既に罪ある罪人を制する為めに税を納るよりも、其金を費すの功徳、遥かに優るべし」。⁽²⁸⁾

福沢が、国民教育の必要性を経済学的見地から把握し、道徳的あるいは富国強兵の見地から論じていないのは、教育の費用およびその効果を考量し、それが国民の知的水準をたかめ、貧困の防止に役立つという実学的見地に立つからであった。そしてここにおいてはじめて経済学の本質が何であるかを追求しようとする姿勢が生まれてくるのである。

経済学にかんする福沢の定義は、きわめて明解で、その学問的性格を自然科学と同一視していることである。もちろんこれは、チェンバーズの経済書の定義そのままであるが、「抑々経済学の主とする所は、人間需用品の状態を説き、之を採用する法を明らかにし、私用品の増減する所以の理を論ずるのみ。蓋し一身の徳を明かにし、人に交るの道を修るが如きは、元來聖教、道徳、政治

people resort to drink should be known; that they should be kept under certain regulations; and that people of bad character should not be allowed the privilege of keeping them; and the same applies to other place of public entertainment, such as theatres. (p. 43)

注(27) この部分の叙述は、つぎの一節の意識と思われる。

142. Mankind are born ignorant. All they can possibly know is by instruction. The establishment and support of schools are thus matters of first importance to a state; because, if people grow up ignorance, they fall into crime, and commit many imprudences that are dangerous to society.

(28) この一節は、つぎの文章の訳である。

150. Thus, the education of these children of the poor and ignorant becomes a burden on the other classes of society; but it is a burden which they have many reasons for cheerfully undertaking. The taxes which they pay for the relief of the poor, and for the suppression of crime, are already very larg. There is good ground for believing, that money expended on education would produce a much greater effect in preventing poverty and suppressing vice. To desire that people should pay an education-tax, is not, therefore, calling on them to pay more, but shewing them how they may pay less. At the same time, the money so collected would be employed in making people happy and good, instead of punishing the wicked; and even if an education-tax were not a saving, it would be pleasant to tax-payers to believe that their money is so expended. It is more agreeable to behold virtue than to punish vice. (Chambers, *ibid.*, p. 47).

学の関係する所にて、⁽²⁹⁾ 経済学には之を議論することなし」。この主張は、さらにおしすすめられて、
「世界万有を察するに、日月星辰の回転するあり、動物植物の生ずるあり、地皮の層々相重さなるありと雖ども、各々一定の法則に帰して、嘗て其功用を錯ることなきは、⁽³⁰⁾ 実に驚駭に堪たり、抑々経済の学に於ても亦一定の法則あること他に異なることなし」。経済学を自然科学的な法則とのアナロジーにおいて理解し、「経済学の定則は、元と人造に非らず、又人意を以て之を変易改正す可きものにも非らざれば、人或は問を發する者あらん、何等の趣意を以て是学を研究するやと。余答て云はん、唯定則を知て之に従はんが為めなり……故に云く、経済学を研究する人は人身窮理を学ぶの趣意に異ならず⁽³¹⁾」。また経済法則についてつぎのようにものべている。このように、「人為を以て之を変易改正す可きものにも非らざる」法則によって支配される経済現象とする観点は、私有財産制度についても、「故に開闢の始より、私有の理は、人の天然に知る所にて、即ち人をして無為にして得べからざる物を有為にして造らしめ、以て其産を修めしむる所以なり⁽³²⁾」とその天然自然の理であることを強調している。この私有の原理を福沢が重視し、私有を動産および不動産の二種類に分類し、その私有権の保護、とくに著作権や発明の特許権の保護を訴えているのは、私有の原理が、自由とどのように関連するかを、私権と国民一般の利益との関連において問題とし、フランスに比

注(29) この辺の叙述は Chambers の文章のなかに正確な表現を見出し難いが、おそらく、この部分は、福沢の文章の前後から類推して、つぎの一節についての解釈のように思われる。

158. ……It is necessary to keep in view, that it refers solely to the material objects of desire, and the means by which they are made available to man, and does not refer to man's conduct either to himself or to others, unless in so far as it has an influence on the increase or diminution of his possessions. The other departments of human conduct belong to the teachers of religion, morality, and government. (ibid., p. 50).

(30) この叙述も、いずれの部分に拠っているかは明らかではないが、Chambers の経済書を読んだ限りでは、つぎの一節を解説的にのべたものと思われる。

162. It is observed that the various phenomena of the physical world, the motions of the celestial bodies, the physiology of animals and plants, and the stratification of the earth's surface, are all regulated by laws attracting our wonder by their wisdom and beneficence. In political economy, we find laws of a like character—imperfect and inexplicable when viewed separately and alone, but beautiful and complete when connected together, and viewed as a whole; and thus, though referring to sublunary objects, like physiology, geology, and botany, it cannot fail to elevate the mind to a contemplation of the wisdom and beneficence of the Creator. (ibid., p. 51).

(31) 上の文章につづいて、つぎのように続く。Since these laws are not made by man, or capable of being altered and improved by him, it may be asked: What reason is there for his studying them? The answer is: In order that he may know and obey them. He cannot alter and improve the laws of physiology by which his health and life are preserved; but it is material that he should be acquainted with them, in order that he may leave them at freedom to perform their functions. (ibid., p. 51).

(32) この部分は、以下の文章からとったものと思われる。

170. The notion of property, however, is more fully developed among mankind, even when they are in a savage state. The bow and arrows of the Indian are his property; if they were not, and if he were liable to give them up to the rest of his tribe, he would never undergo the trouble of making them. Thus, from the very beginning, the advantage of property is felt: it induces men to create what they would not otherwise create, and improves their condition. (ibid., p. 54).

(33)

較してイギリスではこの両者が矛盾なく調和しているという。福沢には、イギリス自由主義にたいする一種の深い信頼がみられることが印象的である。

だが、経済学的にみた場合、私有権の尊重を文明の基礎においていることに注目しなければならない。

「……蛮野の民、手に弓矢を携え身に獣皮を着るは即ち其私有品にて、之を携え之を着て何れの地を徘徊するとも、他の野民、其品物を認て其人の私有と為し嘗て怪む色なし。……加之土地を墾開して芋を作れば、其土地は即ち之を墾開したる人の私有と為る」。

この一節は、私有財産権の尊重という以上に、労働価値説にもとづく自由主義経済学の影響が感じられるのであるが、このような主張は、以上、初篇および外篇を補完する形で明治3年に公刊された『西洋事情二編』に至ってより徹底した形をとってあらわれるのである。

(4)

福沢は、このチェンバースの経済書のなかに、いわゆる経済学原理以上のもの、西欧的合理主義を根底におくところの経済的自由主義を見出したということかできよう。

さらに彼は、『西洋事情二篇』において「自由」(リベルチ)と通義(ライト)の解説を通じて、近代民主主義の本質に肉迫し、これを、「ブラックストーン氏の英律および亜版エーランド氏の経済書の抄訳」から得て、その議論を展開したとしているが、この自由と通義、すなわち自由と権利にかんする福沢の解釈はまことに正鵠をえており、その識見はまことに見事というほかはない。

「第一「リベルチ」とは自由という義にて、漢人の訳に自主、自専、自得、自若、自主宰、任意、寛容、従容、等の字を用いたれども、未だ原語の意義を尽すに足らず。

自由とは、一身の好むまゝに事を為して窮屈なる思なきを云ふ。古人の語に、一身を自由に

注(33) 全集第一巻、477頁。福沢は、Chambersの経済書によって(ibid., pp. 57~60)、発明の特許権や著作権およびその権利としての私有財産保護の問題を論じ、さらに私有を保護することの必要性とその国民一般の利益との関係を論じている。「世間に富を致す者あれば、其勢に乗じて同類の人を売奴の如くに仕役するとも妨なく、此悪習を以て一般の風俗を成せる国あり。昔年仏蘭西に於て騒乱の前には、国に貴族なる者ありて其富有最も盛りしが、私有の土地を領して税を出さずことなし。然るに貧寒の小民は却て私の税を納めるのみならず、又此貴族の爲めに空しく仕役せられたり。是即ち富有の威光を自然に任せずして適度を過ぎたる一例なり。英国に於ては決して此悪習なし」(全集第一巻、477頁)。しかし福沢の時代、外国人の著作権は、どうなっていたのであろうか。書肆尚土堂は、出版社 Chambers から翻訳権を取得していたのであろうか。福沢が『外篇』の題言において、「因て今英人チャンブル氏所撰の経済書を訳し」と明言しているところをみれば、翻訳権を得ているようにも思われる。だが、これいつついて、「傍ら諸書を鈔訳し、増補して三冊と為し、題して西洋事情外篇という」とのべているところからすると、得ていないようにも思われる。

(34) この一節は、つぎの一文に拠る。

171. The savage carries his bow and arrow in his hand, and wears as clothing the skin of the beast which he has killed. Thus, possession indicates property……though he cannot carry it about with him, and is not always within it; nay, farther, when he begins to cultivate the ground, and raises a crop of yams or potatoes, the plot of ground is recognised as his property. (ibid., p. 55).

して自から守るは、万人に具はりたる天性にて、人情に近ければ、家財富貴を保つよりも重きことなりと」。⁽³⁵⁾

さらに福沢は、政治、出版、宗教の自由について、アメリカ独立を例にとりて、その基本的人権たることを、つぎのように説いている。

「千七百七十年代、亜米利加騒乱の時に、重人は自由の爲めに戦ふと云ひ、我に自由を与ふる歟、否ざれば死を与へよと唱えしも、英国の暴政に苦しむの餘、民を塗炭に救ひ、一国を不羈独立の自由にせんと死を以て誓ひしことなり」。⁽³⁶⁾

しかもこの自由が、通義と密接な関係を有するものとして、「即ち私有の通義と云へば、私有の物を所持する筈の通義と云ふことなり。理外の物に対しては我通義なしとは、道理に叶はぬ物を取る筈はなしと云ふ義なり。人生の自由は其通義なりとは、人は生ながら独立不羈にして束縛を被るの由縁なく、自由自在なる可き筈の道理を持つと云ふことなり」とのべているのは、自由が権利の前提をなしている事実を確認しているものといふことができる。

『初篇』および『外篇』が、主として、国家、政治、外交および私有権を論じ、とりわけ個人の自由尊重を強調しているのにたいし、『二篇』においては、人間の権利および国家財政の問題について論じている。

だが、『西洋事情二篇』は、『外篇』を継承するものとはいえ、チェンバーズの影響とは独自にウェーランドの著作に多くを負っているものであることは明らかにしている。そこで『西洋事情』全体としてみれば、福沢の初期の思想のうち、社会政治思想は、チェンバーズの経済書により、経済思想および理論は、ウェーランドに負うていたと云っても過言ではなからう。いうまでもなく、経済学研究についてはチェンバーズもウェーランドも等しく影響をあたえたとしても、福沢の思想を形づくる上で決定的な役割を果たしたのはチェンバーズの経済書であったことは明らかである。そこでどのような点において決定的であったのかを簡単に考察することにしよう。

すでに論述したところから明らかなように、『西洋事情外篇』、卷之一、卷之二および卷之三は、ほとんど全面的にチェンバーズ経済書の翻訳的紹介を通じての自己の思想の表明であった。まず注目すべきことは、これは全153頁中の67頁までのものであり、そのあとの部分については、ここではふれられていない。しかしながら、この前半部分のなかにこそ、後の福沢の思想形成の源流を成した幾多の水脈を感じさせるものがある。

高橋誠一郎名誉教授は、チェンバーズの経済書について、それらが福沢にあたえたであろう特色として、「経済原理を物理法則と同じく事物の本性から生ずるものと見た」点と、「新しい社会主義的攻勢に対して旧資本主義的社会を防護するがためにこの書を編み、福沢先生は旧封建社会とその

注(35) 全集第一巻、486頁。

(36) 上掲書、487頁。

観念形態を破壊し、新しい資本主義社会を建設するためにその原理を示そうとして本書を翻訳された」といわれる。⁽³⁷⁾これは福沢の思想を理解する上に基本的に重要な点である。

だが、福沢が愛読したと思われる部分をいま更めて読んでみて、想像を逞しくすることが許されるならば、フランス啓蒙思想やキリスト教思想、あるいはドイツ歴史学派の影響をさえ感ずるのである。

たとえば、神 (God) というような観念がいわゆる経済書のなかに出てくるのも奇妙であるが、ともかくチェンバース経済書には、神についてつぎのようにのべられている。

<個人の権利と義務>

9. 神が人に才能というものをあたえている以上、彼はまた、適当にその手段を用いるならば、その生活を維持すべき能力をもあたえられたことになる。とはいえ、この努力のための能力は、それを行使する自由がなければ無益なものとなろう。従って、あらゆる人間は、皮膚の色がどうであれ、またどの国に属しようとも、自然の法則によって、自分は自分自身のものである。すなわち彼はみずからのものである。一般的な言葉で云えば、人は生れながらにして自由である (傍点部分、原文はイタリック、……脚注を参照……引用者)。この自由を彼は、自由に売ることも譲り渡すこともできない。いかなる人も、みずから正當に行動し、その隣人を傷つけない限りは、その個人的自由を奪われることはありえない。人は時として、適当な時間、他人に雇われて働くために契約を結ぶこともある。だがそうした場合でも、彼は依然として自分みずからの所有者としての権利を保留し、自分自身の勤勞の成果を享受するのであって、他の何人もその家庭内のとりきめに立ち入る資格はない。法律的には、この自由の程度は市民的自由⁽³⁸⁾と呼ばれる。すなわち法律によって保障され、市民政府の諸規則に従うものである。

この神の観念が、福沢の人生観にかなり大きな影響をあたえたことは、明治のはじめに、8歳と6歳になった2人の息子、長男一太郎および次男拾次郎にあたえた「ひなのをしえ」のなかの「だい八」からも推察できる。

注(37) 高橋誠一郎「チェンバース経済書」、福沢諭吉全集、第一巻附録。

(38) 原文は、つぎのようである。

Individual Rights and Duties.

9. While God has given man the gift of life, he has also given him the capacity to support that life, provided he duly employs the means. This capacity for exertion, however, would be useless without liberty to use it. Accordingly, every human being, of whatever colour or country, has, by a law of nature, the property of his own person. He belongs to himself. In ordinary language, *man is born free*. This freedom he is not at liberty to sell or assign. Neither, in justice, can any one take away his personal freedom, so long as he conducts himself properly and does not injure his neighbours. A man may enter into a contract to serve another for a reasonable length of time, for hire; but in doing so he still retains the property of his own person, enjoys the fruits of his own industry, and no one is entitled to intrude on his domestic arrangements. In law this degree of freedom is called *civil liberty*—that is to say, liberty secured by the laws and subject to the regulations of the civil government. (Chambers, *ibid.*, pp. 3-4).

「ごつどは父母をこしらえ、ごつどは父母をいかし、また父母をしなせることもあるべし。天地万物なにもかも、ごつどのつくらざるものなし。子供のときよりごつどのありがたきをしり、ごつどのこゝろにしたがふべきものなり」⁽³⁹⁾。

さらに福沢は、「ひびのをしへ二編」の「だいで」で、

「てんとうさまをおそれ、これをうやまい、そのこゝろにしたがうべし。たゞしこゝにいふてんとうさまとは、にちりんのことにはあらず、西洋のことばにてごつどといひ、にほんのことばにほんやくすれば、ざうぶつしやといふものなり」⁽⁴⁰⁾。

注目すべきことは、この「ごつど」がチェンバーズのものであると同時に、ウェーランドの経済書を仔細に読むならば、福沢がその叙述からより深く影響されていることがわかる。すなわち、その「第一巻、序論」において、「この世界のすべての富は、本来、神がわれわれの周囲に撒布した素材と人間の勤労との結合によってつくり出された」⁽⁴¹⁾。ところが、この「神」(God)の観念が、たんに偶然に使われるのではなく、しばしば創造者あるいは造物主(Creator)という表現をとってあらわれることである。福沢のいう「ざうぶつしや」というのはまさにこのCreatorを意味すると思われる。たとえばつぎのようにいう。

「それゆえ、人類の大部分がつねにこのようにして雇用され、しかもどのような結果が社会的な改善からおこってくるにせよ、地球を耕作するために必要とされる人間の比率は、実質的には減少しないということは、造物主の意志であると思われる」⁽⁴²⁾。

このような「造物主」(Creator)という表現は、ウェーランドのさまざまな個所に見出すことができる。⁽⁴³⁾ 神あるいは造物主が、アダム・スミスの予定調和の思想にみられる自然神学的思想として

注(39) 全集第20巻, 69-70頁。

(40) 前掲書, 73頁。

(41) Francis Wayland, *Elements of Political Economy*, Boston, 1871, p. 3.

(42) 原文は、つぎのようである。

It has, therefore, seemed to be the will of the Creator that a large portion of the human race would always be thus employed, and that, whatever effects may result from social improvement, the proportion of men required for tilling the earth should never be essentially diminished. (ibid., pp. 47-8).

(43) たとえば、つぎのような表現が至るところに見出される(但し傍線引用者)。「……We must act in obedience to those laws of the Creator. . . .」(p. 49), 「. . . . It is impossible to tell, unless we can ascertain how great are the blessings which God has in reserve for man。」(p. 59). 「By discovering the various agents of nature which God has created for our benefit」. (p. 82). 「And it is obvious, because every one perceives that God has bestowed upon different districts, of the same country, different advantages, which it is for the interest of that country that each district should improve to the utmost」. (p. 90). 「God intended that men should live together in friendship and harmony」. (p. 91). 「Why not use . . . the best that God has given us?」(p. 96). 「God has created man with physical and intellectual faculties, adapted to labor. (p. 105). 「. . . . God has assigned to industry, rich and abundant rewards」. (p. 107). 「. . . . it would seem reasonable to conclude, that all that was required of us, was, so to construct the arrangements of society, as to give free scope to the laws of Divine Providence. (p. 108).

ではなく、何故にキリスト教的な神としてこの時期に、この両書に鮮明に出ているのが、その理由は明らかではない。ともかく福沢が、この両書における神の観念から多くのものを学びとったことは疑いないところである。また、神については、チェンバースよりもウェーランドの経済書から大きな影響を受けたにせよ、それはあくまでも倫理的な道德の主体としてのそれであり、宗教としてのキリスト教そのものではない。福沢は、終生、キリスト教にたいしては批判的であった。その自由主義思想については、チェンバースの経済書の影響が圧倒的であったように思われる。

すなわちそれが、フランス啓蒙思想の影響を受けながら、イギリス議会政治にたいする高い評価によって、ほとんど絶対ともいべき信頼を福沢に抱かしめたことは、のちにわが国の自由民権運動が、主として中江兆民に代表されるフランス民権論を理論的支柱として展開されたとき、福沢がはげしくこれを批判したこと考え合わせると興味深いものがある。しかしそれにしても、チェンバースの経済書が、経済学の本質を、自然科学と同列に考えるという立場にたち、福沢に大きな影響をあたえたが、限界効用学派の影響があったのであろうか。1873年版についていえば、この学派の発生期にあたる。しかし福沢が愛読したのは1860年代の版であったろうと思われるので、もし内容が同一であるとすれば、その関係は考えられない。ともあれ、この書が、福沢の思想形成にとって決定的であったことは否定しえない事実である。

〈追記〉 故遊部久蔵先生の御霊前にこの小稿を捧げる。昭和45年頃だったと思う。いわゆる大学改革の過程で、複教専攻制が認められ、筆者は、労働社会政策の領域に属しながら、経済学史・思想史の分野にも加入することとなった。「日本経済学史」の担当は、このような状況の下で可能となったものである。故遊部教授が積極的に支持して下さったにもかかわらず、筆者の力量不足のために、未だ満足すべき業績をあげえない状態にある。今後、一層の精進により、故教授の御意志に報いたいと思う。

なお、今秋、千葉大学で行われた経済学史学会での杉山忠平教授の福沢諭吉の経済思想にかんする御報告の成果をこの研究にもりこむことができなかったのは遺憾である。 1978・11・29 深更
(経済学部教授)